

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年 8月13日

京都市長 門川大作

建築物の所在地，用途 及び構造	命令を受けた者の 住所及び氏名	命 令 年月日	命令の内容	根拠条項
京都市中京区壬生神 明町1番地61 作業場 鉄筋コンクリート造 2階建て一部鉄骨造	(建築主) 京都市下京区中堂寺櫛 笥町16番地 松田 晋	平成25年 7月24日	工事の施工を 停止すること。	建築基準法 第9条 第10項

(都市計画局建築指導部建築安全推進課)